

# 新たな大都市制度の検討について

〈資料：「新たな大都市制度創設の基本的考え方」修正素案〉

## 【第 1 次素案からの主な修正】

(下線=挿入、二重線=削除)

No.	修正箇所及び修正内容（見え消し）	修正理由等
1	<p><b>P3 「3 大都市制度創設の必要性」</b></p> <p><u>国内においては少子高齢化や人口減少、世界的には経済のグローバル化が進み、我が国を取り巻く社会経済状況が大きく変化しています。その中で、大都市が抱える様々な課題を効率的に解決していくとともに、国全体として活力をもって持続的に発展していく必要があります。</u></p> <p><u>しかしながら、我が国の地方自治制度においては、本市などの大都市は、高い行財政能力を有しているにもかかわらず、その能力を存分に発揮できる十分な制度的な位置付けがされていません。大都市の役割にふさわしい新たな地方自治制度の創設が必要です。</u></p> <p>(3) ⇒ (1) 成長拠点となる大都市の役割にふさわしい大都市制度            (4) ⇒ (2) 地方全体を支え、他地域と共生する大都市制度            (1) ⇒ (3) 大都市行政課題の解決に有効に機能する大都市制度            (2) ⇒ (4) 大都市自治を拡充し、分権型社会にかなう大都市制度            (5) = (5) 簡素で効率的な行政を実現する大都市制度</p>	<p>○ 新たな大都市制度の必要性や、国全体及び他地域にとっても有益であるイメージが伝わるよう、補記及び項目順序の入替。</p> <p><b>《委員会での議論》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大都市制度の必要性や、国全体及び他の自治体にとっても良いというイメージが伝わる資料づくりの工夫が大切。</li> </ul>
2	<p><b>P6～7 「5 新たな大都市制度提案の基本的な枠組み（2）大都市内部の自治構造」</b></p> <p>大都市内部の自治構造は、市一区の 2 層構造を基本としながら、<u>市は大都市全体の経営を総合的に推進し、市民に身近な行政はできる限り区において行うという考え方により、区への分権及び機能強化を一層推進するとともに、さらに日常生活圏単位などの地域（地区）レベルに、市民が主体となり、行政と協働して地域運営を行うための拠点となる組織（地域自治組織）を、住民の発意により置くことができる仕組みと（第 3 段落に移動）</u>します。</p> <p><del>この場合のまた、</del>区は、大都市の一体性と行政の効率性を確保するため、特別区ではなく、行政区として大都市の内部組織的な<u>としての</u>性格を維持し、<del>区長は市長が任命します。</del>ただし、区への分権を<u>更に</u>進めることにより拡大する区の権限・財源を<u>事務事業や予算については、チェック機能を強化</u>するとともに、区政に区民意見を反映させるため、<del>区民の中から選ばれた</del>区民の代表が参加する新たな仕組みを区に設けます。</p> <p>さらに、<u>区よりも身近な</u>日常生活圏単位などの地域（地区）レベルに、市民が主体となり、行政との協働や<u>市民同士の協力により、地域運営や地域課題の解決</u>を行うための拠点となる組織（地域自治組織）を、住民の発意により置くことができる仕組み<u>をつくりま</u>す。（第 1 段落から移動・表現修正）</p> <p><del>地域（地区）レベルに置く地域自治組織には、当該地域の運営事項などについての調整や合意形成、意思決定を行える、住民自治会町内会を始め地域の各種活動団体の代表や企業などが参加するプラットフォーム型の、各地域の特性に応じた構成により様々な主体が参加し、当該地域に関する事項についての調整や合意形成を行う協議会的な組織を設置し、当該地域に関する事項について、市（区）に対して意見具申や要請、協議等を行う一定の権限を付与します。</del></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="310 2270 913 2715"> <p>&lt;大都市内部の自治構造のイメージ&gt;</p> </div> <div data-bbox="976 2270 1564 2715"> <p>⇒ (修正)</p> <p>&lt;大都市内部の自治構造のイメージ&gt;</p> </div> </div>	<p>○ 区と地域の説明内容をまとめるなど、文章を再整理。</p> <p>&lt;区&gt;</p> <p>○ 区への分権推進について、市と区の役割分担が分かるよう基本的な考え方を追加。その他表現を再整理。</p> <p>&lt;地域&gt;</p> <p>○ 地域自治組織の仕組みについて、分かりやすい表現に再整理。</p> <p>&lt;図&gt;</p> <p>○ 市長・議会の二元代表制であること、地域レベルは任意の仕組みであることが分かるように修正。</p> <p><b>《委員会での議論》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区の新たな仕組みは、市会との関係や機能なども整理して提案すべき。</li> <li>・ 地域自治組織について、自治会町内会の位置付けなど、市民・地域の方々がイメージできるように表現を工夫すべき。</li> </ul>

(次頁あり)

No.	修正箇所及び修正内容（見え消し）	修正理由等
3	<p><b>P8 「5 新たな大都市制度提案の基本的な枠組み（3）地方税財政と大都市税制」 第3・4段落目</b></p> <p>なお、過去において特別市制運動が挫折した経緯を踏まえ、大都市が府県から独立する際には、<u>大都市が広域的な役割を積極的に担い、連携協力体制を整えるなど</u>、当該府県内の他の市町村との関係も考える必要があり<u>を強化</u>します。</p> <p>加えて、<del>地方間の水平的な財政調整については、大都市部の税収を地方全体に行き渡らせる新たな仕組みを整備</del><u>大都市部に過度に財源が偏らないよう配慮</u>する必要があります。</p>	<p>○ 府県内の他市町村との関係について、具体的に記載。その他文言整理。</p> <p><b>《委員会での議論》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大都市の税制は、圏域における役割や周辺地域との関わり方にもよる。</li> </ul>
4	<p><b>P9 「6 終わりに」（新規追加）</b></p> <p><b>6 終わりに</b></p> <p><u>現在、国においては、地方自治制度全体の抜本的な改革に向けた機運が高まっており、本市など我が国の大都市にとって長年の悲願である大都市制度の創設を実現する重要な機会が巡ってきていると考えます。</u></p> <p><u>今後、ここでまとめた基本的な考え方に沿って、更に詳細な制度設計について早急に検討し、国等へ積極的に提案していく必要があります。</u></p> <p><u>また、その際には、他の指定都市や市町村、府県更には国などとも率直に議論し、連携を図りながら、在るべき地方自治制度の全体像を共に模索していく必要があります。</u></p>	<p>○ 今後の取組姿勢を記載。特に、他の指定都市や市町村、府県更には国などとも率直に議論し、連携を図ること、在るべき地方自治制度の全体像を模索することを明記。</p> <p><b>《委員会での議論》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大都市制度の実現には、味方づくりが必要。指定都市が一丸となるような努力も必要。</li> <li>・ 県との議論も必要。</li> <li>・ 他の地域も含めて全体として見ることができると、より良いかたちの提案にまとまるのでは。</li> </ul>

※その他、分かりやすさや正確さ等の観点から、一部表現を見直しています。

# **新たな大都市制度創設の基本的考え方**

**(修正素案)**

**平成22年1月19日**

**横 浜 市**

## 目 次

1 趣旨	1
2 横浜の姿	1
3 大都市制度創設の必要性	3
4 大都市制度の在り方(基本的な方向性)	4
5 新たな大都市制度提案の基本的な枠組み	6
6 終わりに	9

# 1 趣旨

過去、本市などの旧 5 大市は、大都市自治の拡充と大都市行政の能率的な遂行のため、府県からの独立を訴えて、戦前から「特別市制運動」を展開し、その結果、昭和 22 (1947) 年の地方自治法制定により、「特別市制度」が創設されました。しかし、神奈川県など 5 府県の猛烈な反対に遭い、特別市制度は適用されずに、昭和 31 (1956) 年に廃止され、その代わりに、府県制度改革までの暫定的な措置として創設された「指定都市制度」が旧 5 大市に適用されました。本市では、制度成立後から、他都市とも連携しながら、歴代市長・議長が早期の制度改革を国に訴えてきましたが、50 年以上経った現在においても、抜本的な見直しはされないままとなっています。

現在、国においては、「地域主権改革」の議論が進められており、国と地方の関係の在り方が抜本的に見直されようとしています。本市は、この機をとらえ、地域主権の推進に積極的に取り組むとともに、現行の指定都市制度が抱える様々な矛盾や制約を解消し、市民による大都市自治を拡充する新たな大都市制度の確立を目指す取組を更に進めていくこととしました。

この取組を進めていくにあたり、「横浜市大都市制度検討委員会」からの提案（平成 21 年 1 月）や、「横浜・大阪・名古屋 3 市による大都市制度構想研究会」からの提言（平成 21 年 2 月）を参考としながら、このたび本市にふさわしい新たな大都市制度の創設にあたっての基本的考え方をまとめました。

なお、詳細な制度設計は、基本的考え方にに基づき、市会や市民との議論を踏まえ、今後整理していきます。

## 2 横浜の姿

### (1) 都市としての横浜

本市は、安政 6 (1859) 年の開港以来、国際的な玄関口として我が国の近代化を支えながら発展し、今や 367 万市民を擁する我が国最大の市となっています。人口や経済規模では、都道府県と並べてもその上位に位置し、世界的に見ると一国にも値する大都市です。圏域における中枢的な都市であるとともに、首都圏においても一つの有力な核であり、国土全体においても重要な結節点として、国の骨格を形成しています。

加えて、豊富で多様な市民活動が展開されており、都市部では得難いソーシャル・キャピタル（社会関係資本）の豊富な蓄積を基盤として自立的に成長し、発展してきました。

各地から集まった市民の力により急速な発展を遂げた希有な大都市である本市は、経済的な活力だけでなく、「横浜」として育まれた個性的な文化や魅力ある都市空間、豊かな市民性の蓄積により、更なる進化を遂げる可能性を十分に備えており、新しい時代の先端を担い、世界に選ばれる大都市になり得ると考えられます。

一方、大都市においては、今後、急激な少子高齢化への対応や老朽化する都市インフラの維持更新に多くのコストが必要になります。さらに、経済状況の悪化や雇用の不安定化による生活困難層の拡大などの懸念もあります。我が国が人口減少局面に入り、都市部への人口集中が進む中で、**持続可能な社会の構築に向け、大都市が果たすべき役割にふさわしい制度構築を早急に進めていくことが必要**です。

## **(2) 地方自治制度上の横浜**

本市は、府県に比肩する規模・能力を有する、政令により指定される「指定都市」です。市民に最も身近な基礎自治体として行政サービスを提供するとともに、府県と**ほぼ同等の事務**を担っています。また、その高い行財政能力を発揮した先進的な取組などにより、他の自治体や国へも影響を与えています。

しかし、現行の指定都市制度では、大都市であっても、**基本的には府県に包括される一般市町村と同じ枠組みの中で、一部特例的な扱い**がされているにすぎません。大都市の位置付けが不明確で、府県との役割分担が非常にあいまいになっているため、**大都市の複雑なニーズ及び問題に十分に対応できるとは言えない状況**にあります。

また、最近では、市町村合併を推進する一つの手段とされたこともあり、人口など指定要件が大幅に緩和され、指定都市の多様化が進んでいます。

### **<指定都市制度の問題点>**

一般市町村と同一の制度を大都市に適用し、多様な性格の都市を単一の枠組みでくくっているため、地方自治制度の中で、大都市の位置づけや役割が不明確になっている。

- 特例的・部分的で一体性・総合性を欠いた事務配分
- 府県との間で生じている二重行政・二重監督の弊害
- 大都市の財政需要に見合った税財政制度の不存在
- 大規模自治体としての住民自治機能を発揮しにくい

### 3 大都市制度創設の必要性

国内においては少子高齢化や人口減少、世界的には経済のグローバル化が進み、我が国を取り巻く社会経済状況が大きく変化しています。その中で、大都市が抱える様々な課題を効率的に解決していくとともに、国全体として活力をもって持続的に発展していく必要があります。

しかしながら、我が国の地方自治制度においては、本市などの大都市は、高い行財政能力を有しているにもかかわらず、その能力を存分に発揮できる十分な制度的な位置付けがされていません。大都市の役割にふさわしい新たな地方自治制度の創設が必要です。

#### (1) 成長拠点となる大都市の役割にふさわしい大都市制度

国を越えた都市同士のつながりが重要性を増し、都市同士がグローバルな競争と共存の関係を築いていく現代において、東アジアや世界の拠点となり、我が国の更なる成長と発展をけん引する大都市が、東京以外にも必要です。

#### (2) 地方全体を支え、他地域と共生する大都市制度

地方全体が活力を持ち、我が国が持続的に発展していくには、大都市部の税収や経済効果が周辺地域を始め全国に循環する構造と、他地域との共生の核となる大都市の存在が必要です。

#### (3) 大都市行政課題の解決に有効に機能する大都市制度

人口や経済・産業活動の著しい集積により、大量・高密度、多様・複雑・高度という特徴を持つ大都市の行政課題を、地域の実情に即して、市民の多様なニーズを踏まえながら効率的・効果的に解決し、市民の生活の質を一層高め、大都市の都市空間をより安全で快適なものとしていくための仕組みが必要です。

#### (4) 大都市自治を拡充し、分権型社会にかなう大都市制度

国や広域自治体からの不要な関与を排するとともに、税財源の配分を見直した上で、大都市の自由度を拡大し、市民や企業が自治と経営の担い手としての役割と責任を果たしながら、大都市の個性的な自治を発展させていくための仕組みが必要です。

#### (5) 簡素で効率的な行政を実現する大都市制度

現行指定都市制度において大都市が抱える制約や矛盾を解消し、現在生じている行政運営上の様々な支障を取り除くとともに、国・地方を通じて非効率な重複行政を全廃し、行政運営の徹底した効率化が必要です。

## 4 大都市制度の在り方(基本的な方向性)

### (1) 権限

大都市は、めまぐるしい変化に迅速かつ柔軟に対応し、総合的・一体的に大都市経営を行うため、基礎自治体の機能として市民に身近な行政サービスを提供するだけでなく、大都市行政課題の解決、更には成長・交流拠点としての大都市の役割などを、計画策定から実施まで一貫して、他の関与を要せず完結的に担う広範な事務と包括的な権限を有する必要があります。

また、大都市が主体的に独自の自治を進めるために、総合的な執行権限に加え、十分な立法権限を備えていなければなりません。

加えて、人口や経済・産業活動が著しく集積し、社会経済的な影響力が大きい大都市の意向を国政へも反映させる仕組みも必要です。

一方、大都市行政の過度な肥大化を避けるため、行政から地域コミュニティへの権限移譲や、民間事業者等に対する規制緩和・市場開放なども視野に入れていくことが必要です。

### (2) 広域行政

大都市は、生活圏・経済圏などその影響が強く及ぶ周辺地域を含めた都市圏全体を見据えた経営を行うとともに、課題解決の実効性を確保するため、大都市の市域を越える広域的課題の解決に主体的に関わって取り組む必要があります。

そのための広域的な行政の枠組みは、補完性の原理と多様性の観点から、都市間の水平的・対等な連携による共同処理を基本としつつ、課題テーマごとに最適な手法を柔軟に選択できることとします。

なお、本市を中心とした都市圏が位置する巨大な首都圏全体を一元的に経営することは明らかに困難であり、また過度な集中・集権による弊害は回避すべきであるため、首都圏においては、一定規模の大都市自治体を中心とした圏域ごとに独立して経営しつつ、広域的な連携・調整を図ることを基本とします。

### (3) 都市内分権

大都市において不足している住民自治機能を充実強化するとともに、地域ニーズにきめ細かく対応していくため、補完性・近接性の原理と地域間の多様性を踏まえながら、大都市内部での分権を更に進め、自治構造を再構築します。

効率的で持続可能な大都市経営を目指す観点から、行政区制度のメリットを保ちながら、区における行政機能と住民自治機能、特に参加機能の一層の充実強化を図ります。あわせて、市内各地域の多様な状況に十分に対応するために、区よりもさらに市民に身近な地域(地区)単位において、市民力の発揮により、地域課題を自主的に解決するための実効性のある協働の仕組みをつくり出します。

なお、市民活動や行政がこれまで実践してきた様々な取組の経験がベースとなっ

た、横浜らしい都市内分権を目指すべきであり、また、多様な層や属性の主体が参加しやすい制度設計を工夫するとともに、現在行われている地域の様々な取組が生きる制度改革となることが重要です。

#### **(4) 税財源**

大都市が、自らの判断と責任に基づき、大都市地域の実情に合った都市経営を進めるため、さらにはグローバルな都市間競争において世界の中で存在感を示すために、**その役割、仕事量及び財政需要に見合った自立的な税財源を拡充し、自主財源により自由な行政運営ができる財政自治権の確立**が必要です。大都市の国際競争力が高まり、経済・産業活動がより活発になることは、結果的に、圏域や国全体の発展に寄与することになります。

国と地方、大都市と広域自治体との役割分担を適正化した上で、地方税の偏在性に留意しつつ、受益と負担の関係や税源かん養に向けた自治体の意欲等にも配慮し、**それぞれの仕事量と事務配分に見合った税源配分**がなされるべきです。**大都市税制を含め、地方自治体の多様性を踏まえた地方税財政制度を創設**します。

なお、地方財政調整制度は不可欠であり、**地方間の連帯として、大都市部の税収が地方全体を潤す仕組み**が必要ですが、国が財源配分を通じて地方をコントロールしないよう、**地方税財政に関する仕組みやルールづくりの意思決定に地方が参画する制度**が必要です。

## 5 新たな大都市制度提案の基本的な枠組み

### (1) 大都市の位置付けと役割

国と地方の役割分担を抜本的に見直し、国の役割を国家の存立にかかわる事項や全国的に統一して定めるべき事項、全国的規模又は視点で実施すべき事項などにできる限り重点化した上で、現在の都道府県制度や将来的な道州制などどのような制度下にあっても、大都市は、原則として、地方の事務（国の事務以外）をすべて担う、広域自治体の区域から独立した広域自治体と同格の特別な市とします。

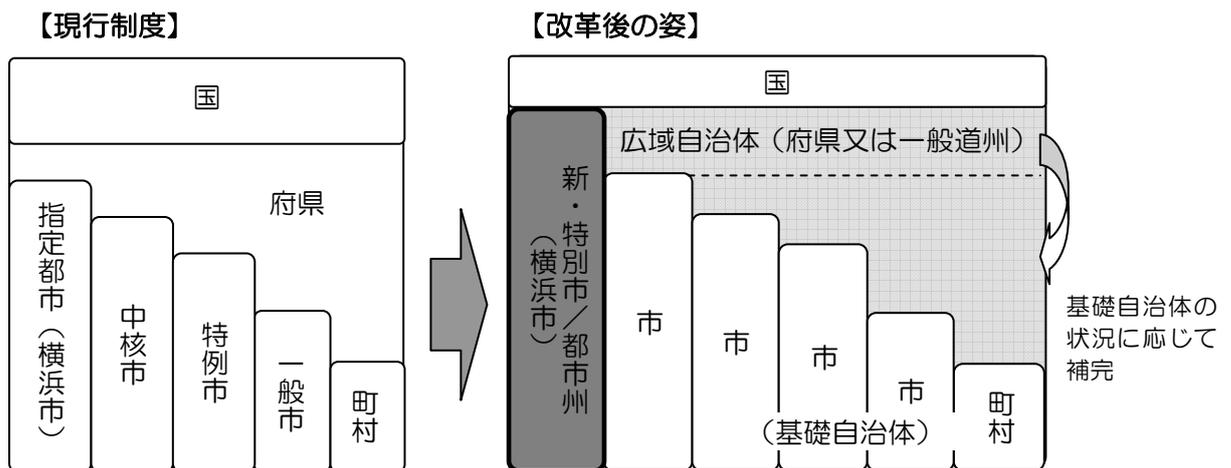
この特別な市は、基礎自治体と広域自治体の性格を併せ持つとともに、従来国が行っていた役割も積極的に果たす、総合性と自立性の高い自治体とし、都道府県制度下にあっては「新・特別市※」、道州制下にあっては「都市州」となります。

また、新たな大都市制度は、政令により指定される現行制度を改め、規模や中枢性などを主要な基準とした法定要件を満たした大都市が、法律により規定される制度とします。

なお、広域自治体は、基礎自治体（市町村）を包括する団体として、当該地域における広域事務、連絡調整事務及び補完事務を行います。大都市の影響力が強く及ぶ大都市を含む一定の圏域における広域行政は、大都市が主体的にかかわることとし、大都市と近隣自治体又は大都市と広域自治体との連携により取り組むことを原則とします。

※過去にあった特別市制度と区別するために、「新・特別市」と仮称します。

#### <大都市の事務権限配分のイメージ>



### (2) 大都市内部の自治構造

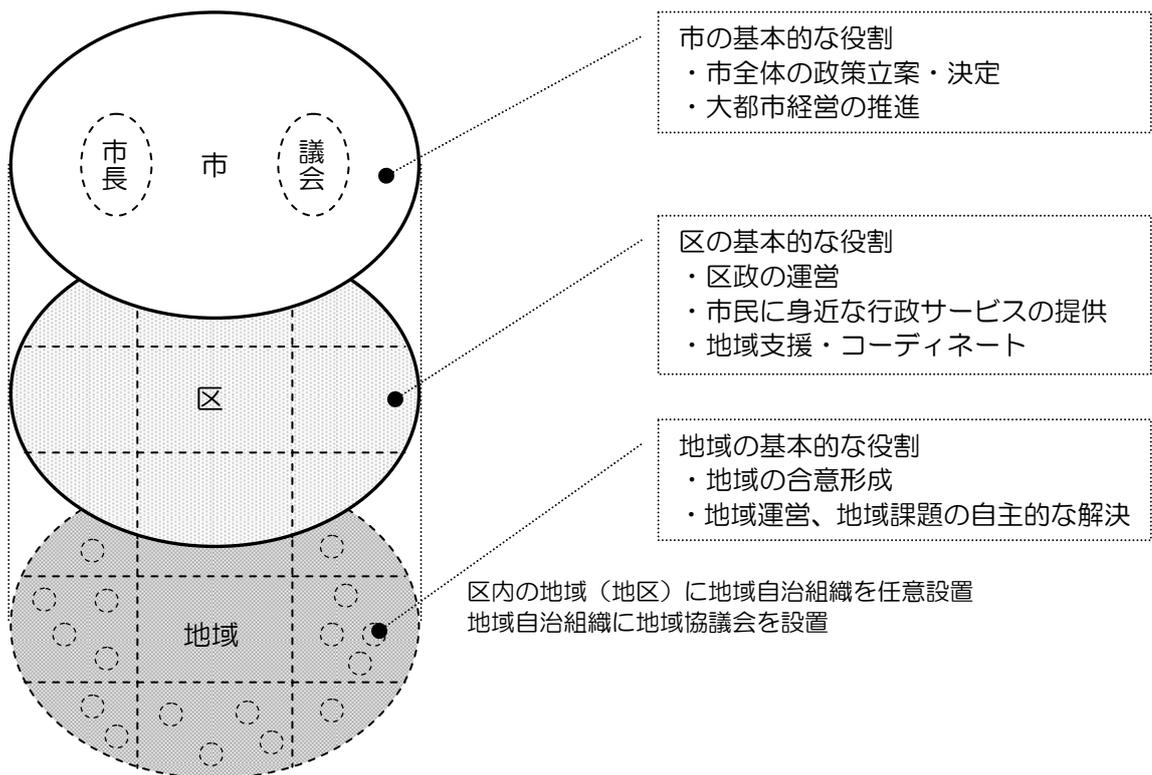
大都市内部の自治構造は、市一区の2層構造を基本としながら、市は大都市全体の経営を総合的に推進し、市民に身近な行政はできる限り区において行うという考え方により、区への分権及び機能強化を一層推進します。

また、区は、大都市の一体性と行政の効率性を確保するため、特別区ではなく、行政区として都市の内部組織としての性格を維持します。ただし、区への分権を更に進めることにより拡大する区の事務事業や予算については、チェック機能を強化するとともに、区政に区民意見を反映させるため、区民の代表が参加する新たな仕組みを区に設けます。

さらに、区よりも身近な日常生活圏単位などの地域（地区）レベルに、市民が主体となり、行政との協働や市民同士の協力により、地域運営や地域課題の解決を行うための拠点となる組織（地域自治組織）を、住民の発意により置くことができる仕組みをつくります。

地域自治組織には、自治会町内会を始め地域の各種活動団体の代表や企業など、各地域の特性に応じた構成により様々な主体が参加し、当該地域に関する事項についての調整や合意形成を行う協議会を設置します。

### <大都市内部の自治構造のイメージ>



### (3) 地方税財政と大都市税制

国の役割の重点化に応じて、税源配分も抜本的に見直すとともに、国への財政的依存度の低下と地方の自主財源の充実確保により、地方の自立を図った上で、**現行の画一的な地方税制を改め、地方自治体の権能差に応じた税制を構築**します。

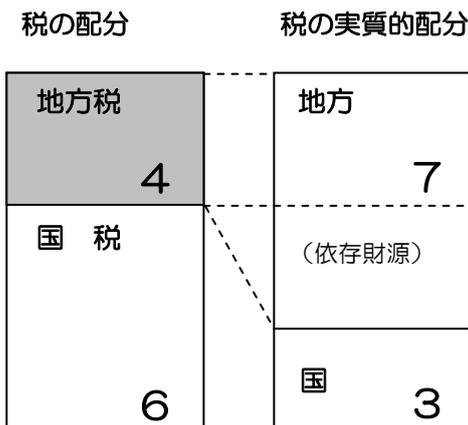
大都市の税制は、市域内における地方の事務を一元的に担任する事務権限配分と、集積により生じる財政需要に対応するため、大都市に市域内地方税のすべてを配分することを基本とします。これにより、都市的税目である消費・流通課税や法人所得課税などが、大都市の新たな財源となります。

なお、過去において特別市制運動が挫折した経緯を踏まえ、大都市が府県から独立する際には、**大都市が広域的な役割を積極的に担い、連携協力体制を整える**など、当該府県内の他の市町村との関係を強化します。

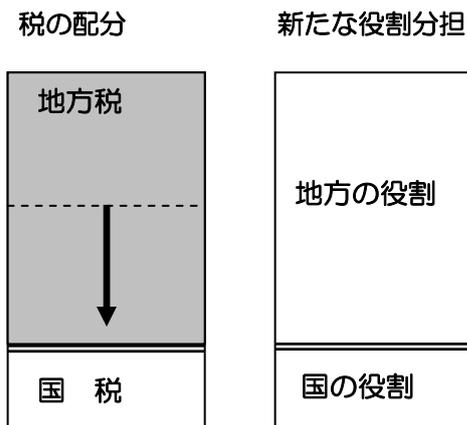
加えて、**大都市部に過度に財源が偏らないよう配慮**する必要があります。

#### <新たな地方税制及び大都市税制のイメージ>

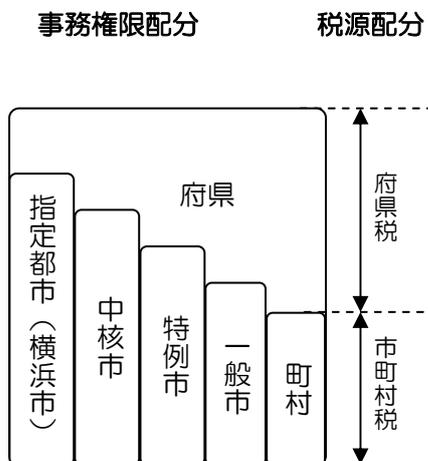
【国と地方の税配分の現状】



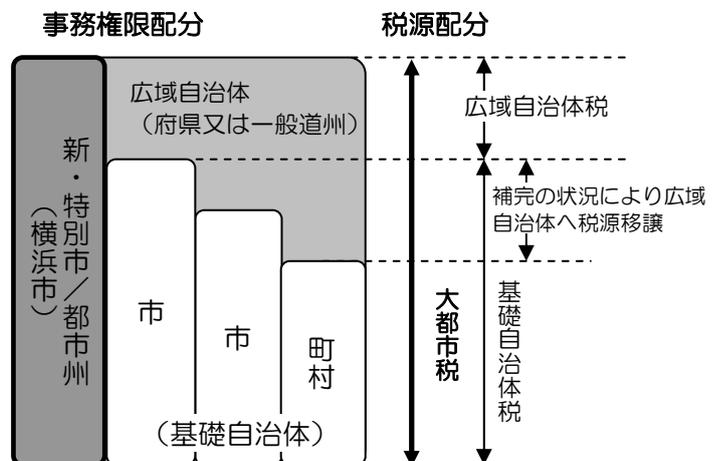
【改革後の姿】



【現行の地方税制度】



【改革後の姿】 ※地方税総額は増加



## 6 終わりに

現在、国においては、地方自治制度全体の抜本的な改革に向けた機運が高まっており、本市など我が国の大都市にとって長年の悲願である大都市制度の創設を実現する重要な機会が巡ってきていると考えます。

今後、ここでまとめた基本的な考え方に沿って、更に詳細な制度設計について早急に検討し、国等へ積極的に提案していく必要があります。

また、その際には、他の指定都市や市町村、府県さらには国などとも率直に議論し、連携を図りながら、在るべき地方自治制度の全体像を共に模索していく必要があります。

地域主権戦略会議の設置について

〔平成 21 年 11 月 17 日〕  
閣 議 決 定

- 1 地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に地域主権戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。  
議 長：内閣総理大臣  
副議長：内閣府特命担当大臣（地域主権推進）  
構成員：副総理（国家戦略担当大臣）  
総務大臣  
財務大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣（行政刷新）  
その他内閣総理大臣が指名する国務大臣  
内閣総理大臣が指名する有識者
- 3 関係府省は、会議に対し、関係資料の提出等必要な協力を行うものとする。
- 4 会議の事務は、内閣府設置法第 4 条第 1 項の規定に基づき、内閣府が行う。
- 5 議長は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門員を委嘱することができる。
- 6 平成 19 年 5 月 29 日の閣議決定により設置された地方分権改革推進本部は、これを廃止する。
- 7 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 地域主権戦略会議 名簿

議長	鳩山由紀夫	内閣総理大臣
副議長	原口 一博	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
構成員	菅 直人	副総理（国家戦略担当大臣）
	藤井 裕久	財務大臣
	平野 博文	内閣官房長官
	仙谷 由人	内閣府特命担当大臣（行政刷新）
	上田 清司	埼玉県知事
	北川 正恭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	北橋 健治	北九州市長
	小早川光郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神野 直彦	関西学院大学人間福祉学部教授
	橋下 徹	大阪府知事
	前田 正子	財団法人横浜市国際交流協会理事長

## 地域主権戦略の工程表（案）【原口プラン】

地域主権の実現に向け、期限を限って集中的かつスピーディに取り組む。  
段階を区切り、明確な目標を設定して、戦略的かつ効果的に実現していく。

### ◎地域主権戦略フェーズⅠ〔概ね平22年夏まで〕

〔推進体制の確立から「戦略大綱」の策定へ〕

- 地域主権戦略会議の設置（閣議決定→法制化（22年夏施行、3年後に見直し））
- 当面の課題と進め方の概定（「工程表」（案）の提示、具体化）
- 国と地方の協議の場の始動と法制化（21.11始動→法制化）
- 義務付け・枠付けの見直し（地方要望分を「分権計画」に盛り込み、法制化）

⇒「地域主権戦略大綱」の策定（平22夏）

### ◎地域主権戦略フェーズⅡ〔概ね平22年夏～25年夏〕

〔「戦略大綱」を通じたマニフェスト事項の実現から「地域主権推進基本法」の制定へ〕

⇒「地域主権戦略会議」と「国と地方の協議の場」を通じて、  
「戦略大綱」の各事項を順次実現

<規制>関連

- 義務付け・枠付けの見直し（地方要望分につき、残る事項の処理・法制化）
- 基礎自治体への権限移譲（都道府県から市町村へ事務権限を移譲）

<予算>関連

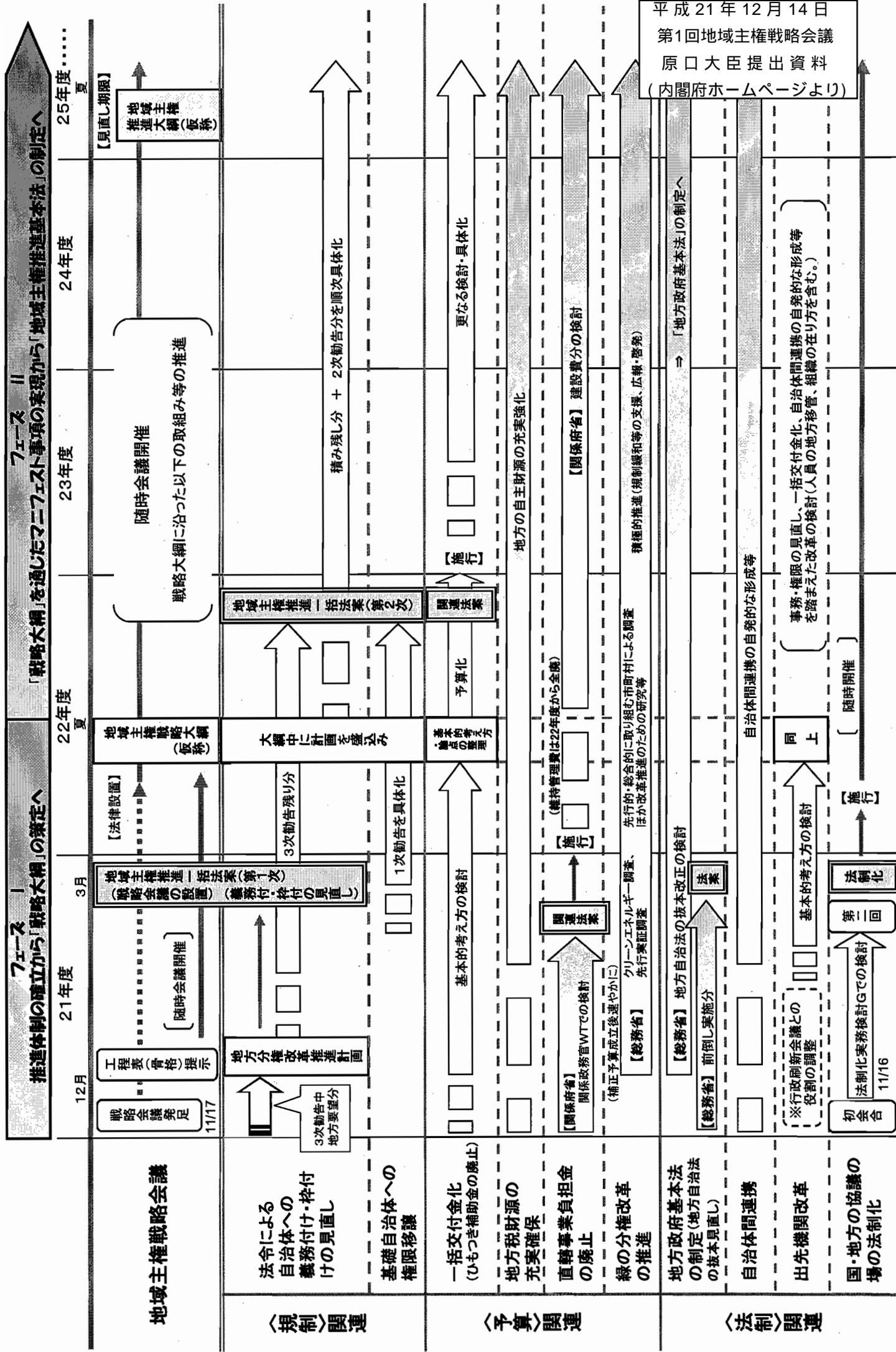
- 補助金の一括交付金化（ひも付補助金の廃止、23年度から段階的实施）
- 地方税財源の充実確保（地方の自主財源の充実強化）
- 直轄事業負担金の廃止（維持管理分の廃止、建設分の扱い）
- 緑の分権改革（関連施策の予算化、実施）

<法制>関連

- 「地方政府基本法」の制定（地方自治法の抜本改正の検討。一部は前倒し改正）
- 自治体間連携（その自発的な形成等）
- 出先機関改革（事務権限見直し、一括交付金化、自治体間連携の形成等を踏まえ検討）  
（→この間、地域主権推進一括法案（第2次）のほか、一括交付金化の関連法案を提出）

⇒3年後見直しとして関連改革を総レビューし、「地域主権推進大綱（仮称）」  
を策定（平25夏）。更なる展開へ

# 地域主権戦略の工程表(案)【原口プラン】



平成21年12月14日  
第1回地域主権戦略会議  
原口大臣提出資料  
(内閣府ホームページより)

【見直し期限】  
地域主権推進大綱(仮称)

【見直し期限】  
地域主権推進一括法案(第2次)

【見直し期限】  
地域主権推進一括法案(第1次)

【見直し期限】  
地域主権推進一括法案(第2次)

# 地方政府基本法の制定に向けた検討について

## ～地方行財政検討会議の設置～

### 1 趣旨

「地方政府基本法」の制定に向け、地域主権の確立を目指した地方自治法の抜本的な見直しの案を取りまとめるために、総務省に設置。

「地域主権戦略の工程表（原ロプラン）」に沿って、平成 22 年以降において、順次、国会へ提出していく。

### 2 構成員

政務三役等、地方自治体関係者、有識者 計 18 名（裏面名簿のとおり）

### 3 テーマ

#### （1）自治体の基本構造のあり方

- 二元代表制を前提とした自治体の基本構造の多様化
- 基礎自治体の区分の見直し
- 大都市制度のあり方 等

#### （2）住民参加のあり方

- 議会のあり方
- 一般的な住民投票制度のあり方
- 長の多選制限その他の選挙制度の見直し 等

#### （3）財務会計制度・財政運営の見直し

- 不適正経理事件等を踏まえた監査制度等の抜本的な見直し
- 財務会計制度の見直し 等

#### （4）自治体の自由度の拡大

- 執行機関（行政委員会など）
- 議会の組織・権能 等

※平成 22 年通常国会において、上記テーマの一部について、前倒しの実施を検討。

### 4 初会合

平成 22 年 1 月 20 日（予定）

（裏面あり）

## 地方行財政検討会議 構成員名簿

### <政務三役等>

原口 一博	総務大臣【議長】
渡辺 周	総務副大臣
小川 淳也	総務大臣政務官
逢坂 誠二	内閣総理大臣補佐官

### <地方自治体関係者>

達増 拓也	岩手県知事
奥山恵美子	仙台市長（宮城県）
松田 直久	津市長（三重県）
横尾 俊彦	多久市長（佐賀県）
寺島光一郎	乙部町長（北海道）
金子万寿夫	鹿児島県議会議長
五本 幸正	富山市議会議長（富山県）
野村 弘	上松町議会議長（長野県）

### <有識者>

石原 俊彦	関西学院大学教授（会計学）
岩崎美紀子	筑波大学教授（政治学）
碓井 光明	明治大学教授（財政学）
斎藤 誠	東京大学教授（行政法）
西尾 勝	東京大学名誉教授（行政学）
林 宜嗣	関西学院大学（財政学）

## 地方行財政検討会議の初会合に関する報道について

### 地方議会の住民参加を促進 自治法抜本改正へ議論

総務省は鳩山政権が掲げる「地域主権」推進のため、地方自治法の抜本改正などを議論する「地方行財政検討会議」の初会合を20日に開く。地方議会の活性化に向け、会社員や主婦ら多様な住民参加を促す方策などがテーマとなる。早期に意見集約し、2011年の通常国会に同法改正案提出を目指す。

同会議は、原口一博総務相を議長に自治体の首長や有識者ら計18人で構成。地方議会改革のほか（1）教育委員会の設置を義務付けている規制の見直しなど自治体の自由度拡大（2）政令指定都市の権限強化を含む自治体の在り方—などを中心に議論を進める。

議会制度の見直しでは、会社員が議員活動に専念できるよう休職、復職制度の導入を労働法制との整合性も勘案しながら検討。1年間に開く定例議会の回数を条例で定めている会期制を見直し、通年化して柔軟に開催できるようにすることも議論する。

抜本改正に先立ち、18日からの通常国会にも同法改正案を提出する。複数の自治体で保健所などを共同設置できるようにして職員が少ない自治体でも行政サービスを充実させる制度や、人口に応じて決められている議員定数の上限撤廃などが盛り込まれる。

（平成22年1月16日報道 共同通信社ホームページより）